

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【平成24年度】

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
昇降機保守契約	事務部施設課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成24年4月1日	三菱ビルテクノサー ビス株式会社 さいたま市大宮区大 門町3-197	7,383,600 円	契約業者は当該機の製造 メーカーであり、緊急時 にも迅速に対応できること から、契約の性質又は目的 が競争を許さない場合に該 当するため（日本赤十字社 会計規則第36条第3項）	
X線CT装置保守契 約	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成24年10月1日	東芝メディカルシス テムズ株式会社 さいたま市北区土呂 町1-45-10	16,310,700 円	契約業者は当該システムの 製造メーカーであり、他業 者では取扱い不可能である ことから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合 に該当するため（日本赤十 字社会計規則第36条第3項）	
X線CT装置保守契 約	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成24年10月1日	東芝メディカルシス テムズ株式会社 さいたま市北区土呂 町1-45-10	34,020,000 円	契約業者は当該システムの 製造メーカーであり、他業 者では取扱い不可能である ことから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合 に該当するため（日本赤十 字社会計規則第36条第3項）	
全身麻酔器7台保守 契約	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成25年1月1日	アコマ医科工業株式 会社 川口市芝3-19-5	1,058,610 円	契約業者は当該システムの 製造メーカーであり、他業 者では取扱い不可能である ことから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合 に該当するため（日本赤十 字社会計規則第36条第3項）	
脳神経外科手術用ナ ビゲーションシステ ム保守契約	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成25年3月27日	株式会社ムトウ さいたま市見沼区御 蔵高見809-20	1,450,000 円	契約業者は当該システムの メーカー代理店であり、他 業者では取扱い不可能であ ることから、契約の性質又 は目的が競争を許さない場 合に該当するため（日本赤 十字社会計規則第36条第3 項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。